

第8回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和2年3月26日（木）15時～17時

場所：八尾市役所 大会議室

【出席者】

- （委員）学識経験者8名
- （オブザーバー）大阪府教育庁文化財保護課 職員2名
- （事務局）7名

【議事内容】

1. 史跡由義寺跡の保存・活用について
 - ・保存活用計画の策定

【配布資料】

- ・史跡由義寺跡保存活用計画（案）

【議事録】

1 議事内容（1. 史跡由義寺跡の保存・活用について）

審議会の審議も最後として保存活用計画の最終案について、委員の意見をお願いした。

《第1章～第4章》（事務局：資料に基づき第1章～第12章についての前回及び文化庁協議を踏まえた修正箇所を説明）

各委員より、各章の字句・図版等の修正箇所の指示をいただく。内容にかかわる部分についての主な意見は以下のとおり。

【第1章】

- ・「西京」の読み方は、「にしのみやこ」と呼ぶ史料もあるが、今回は便宜上、平城京にならって「さいきょう」と呼ぶとしてはどうかとの意見があった。委員の討議により、諸説があるが、本計画では「さいきょう」とした。
- ・第1章第5節の「計画の実施」は、文化庁による計画の認定から、整備完了までを短期、それ以降を中長期と定義し、10年間の期間とした。実施期間を経たのち、改めて計画を再策定する必要があることを説明した。委員からの疑義はなかった。

【第2章】

- ・由義寺関連年表について、道鏡死去後の宝亀3年以降に出来事はないかとの意見があり、「醍醐寺雑事記」等を確認し、平安時代以降の出来事を年表に追記する。
- ・八尾の歴史年表の字句、内容等の最終確認を行う。

【第3章】

- ・仮整備でできた盛土基壇についても本文に記載するべきではないかとの意見があり、仮整備による基壇の盛土を、「保存活用するための要素－②本質的価値を伝えるために必要な要素」として追記。

【第4章・第5章】大きな修正意見なし

【第6章】

- ・図6-1「学術的な発掘調査を検討する区域」については、学術的な発掘調査を検討する範囲をわかり

やすくする等の図面修正の指示を受ける。

【第7章～第12章】大きな修正意見なし

菱田会長より、以上の修正等の意見をもって保存活用計画で検討する議事は全て終了とし、審議会委員の意見をふまえて計画が作成されたものとして、修正箇所等については最終版を会長に確認のうえ、本審議会の答申とすることです承を得た。

以 上